



平成 23 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

行使価格修正条項付き第 35 回新株予約権（第三者割当）の発行及びコミットメント条項付
買取契約に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会の決議による委任に基づき、本日、当社代表執行役 2 名が第 35 回新株予約権（第三者割当）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生後にコミットメント条項付き第三者割当契約を締結する事を決定しましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 募集の概要

【新株予約権発行に係る募集の場合】

(1) 割 当 日	平成 23 年 12 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	9,000 個
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 1,624 円（総額 14,616,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：9,000,000 株 下記(6)に記載の通り、本新株予約権の行使制限により、199 円が本新株予約権の行使価額の上限、79 円が本新株予約権の行使価額の下限となります。なお、行使価額の修正が行われても、潜在株式数は 9,000,000 株で一定であります。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,189,291,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初新株予約権行使価額 133 円 行使価額は、行使日以降、各修正日（各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。ただし、行使価額は 79 円を下回らず、199 円を上回らないものとします。79 円を下回る、または 199 円を上回る場合、行使価額はそれぞれ 79 円または 199 円に修正されます。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当ての方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) そ の 他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付買取契約を締結する予定です。当該買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該買取契約及び本新株予約権に基づく

	一切の債務から免責され、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとなる予定です。
--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合）の金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

行使価額が修正され又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、遺伝子系列の解析を通じ、創薬を推進する目的で、平成 13 年に米国法人 Gene Networks, Inc の日本法人として東京都渋谷区に設立（旧株式会社ジーエヌアイ）し、福岡にて創薬研究を行ってまいりました。平成 17 年に中国法人上海ジェノミクス社（中国にて臨床試験及び医薬品の開発を行う）の持分 76.74%を取得し、平成 19 年 6 月に同社を 100%所有の完全子会社化し、同年 8 月に当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式公開いたしました。しかし、バイオベンチャーへの投資減少の時期に遭遇し、必要・予定資金の調達が出来ず、経営の見直しを余儀なくされました。当社は、中国における新薬開発を最重要課題と位置付け、これに経営資源を集中させるべく、社長を上海ジェノミクス社長 Dr. Ying LUO に交代、福岡解析センターを部門の合理化のため上海ジェノミクスに統合の上、閉鎖、また米国法人（連絡事務所）も閉鎖致しました。

その後も着実に新薬開発を進め、今年、当社設立 10 年目の節目に中国にて、当社子会社である上海ジェノミクス社が開発した特発性肺線維（IPF）症治療薬 F647 に対して本年 9 月に中国で新薬承認を取得し、現在、その製造販売許可申請の準備を行っております。新薬開発の成功率は、極めて低いと言われております。新薬開発には長期間多額の先行投資が必要となることから、当社のようないわゆるバイオベンチャーが新薬開発に成功したことは、極めて幸いです。

現在、その製造販売許可申請の準備を行っており、当該許可申請を平成 24 年 1 月～2 月に提出し、許可取得は平成 24 年 4 月～9 月を想定しております。製造許可取得次第、製造販売を開始する予定ですが、スムーズな販売を行うためには、IPF 治療薬 F647 の製造にかかる工場操業資金ならびに販売にかかる営業資金が必要となると判断いたしましたので、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記許可は中国当局の認定によりますので、その時期等につきましては、当社が確約できるものではございません。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付買取契約を締結いたします。

・行使指示条項

当該契約に基づき、割当予定先に割り当てた新株予約権について、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間（平成 23 年 12 月 8 日から平成 25 年 12 月 7 日までの期間）の始期からその満了日の 20 取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう、割当予定先に対して指図を行うことができます。割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該指図が効力を生じた日から 10 取引日以内又は合意した取引日のどちらか短い期間（以下、「行使義務期間」といいます。）中に行使することを確約します。但し、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、割当予定先

等が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、当該行使指示に従い本新株予約権が行使される結果割当予定先及び非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項第2号から第4号に掲げるものに限り。）で割当予定先と特別の関係にあるもの（外為法第26条第2項第3号、対内直接投資に関する政令第2条第4項に定めるものを意味します。以下、「割当予定先関係者」といいます。）の所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の10%以上となる場合、当該行使指示に従い本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権の当社の総議決権数の5%を超える場合、当社が表明保証した事項に変更が生じた場合、行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の当社普通株式の取引額（株価と株数を乗じて算定する。）が1億円を下回った場合には、行使義務期間が延期され、上記事由が解消してから3取引日を経過するまでは割当予定先は本新株予約権の行使義務を負わないこととなります。上記に定めるいずれかの事由の発生により割当予定先が本新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引分延長されるものとします。

・行使指示の条件等

当社が割当予定先に対し、一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限が定められています。一度に行使を指図することができる本新株予約権の数は、①当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分、②本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、③本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、④後記7.(3)に記載された行使制限に定める上限、⑤当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が1億円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度に制限されます。

また、当社が割当予定先に対して複数回の指図を行う場合には、前回の指図を行った日又は割当予定先が本新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日（又は当社と割当予定先が合意するより短い期間）以上の間隔を空けることとされています。さらに、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、表明保証した事項に変更が生じた場合、過去に行われた本新株予約権の行使価額の累計額と新たに行われる本新株予約権の行使価額の合計が上限金額7億円を超える場合、当社が発行要項第14項(1)又は(2)に基づく通知を発しているか、当社が発行要項第14項(2)に定める事由が発生している場合、発行要項第14項(3)に基づく当社からの通知が発せられている場合、行使直前の3連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が79円を0.9で除した額を上回っていない場合などの一定の場合には、当社はかかる指図を行うことはできません。なお、当社は、上記の指図を行った場合、その都度公表いたします。

・優先交渉権に関する条項

当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付買取契約に基づき、①本新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④コミットメント条項付買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券（権利）（以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。）を当社が第三者に対し発行しようとする場合（但し、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券（権利）を発行する場合（当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る）を除く）には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

(i) 当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

(ii) 当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

(iii) 当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権

割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

・エクイティ性証券の発行に関する条項

また、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除き、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意（かかる同意は不合理に留保されてはならないこととされており。）がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができない旨についても合意する予定です。

・解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約においては、不可抗力により契約の履行が困難となったとき、当社が表明保証した事実と誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約を可能とし、割当予定先がコミットメント条項付買取契約に定められた前提条件に合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、当社の表明保証に誤りがあった場合・後発的事情で不正確になった場合、誓約・合意違反の場合、別紙発行要項第 14 項第(2)又は第(3)に定める事由が発生した場合、割当予定先の責によらない事由の発生により、割当予定先が取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合、当社が、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合には、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、15 取引日以内に当社が本新株予約権 1 個当たり発行価格と同額で当該本新株予約権を取得するとともに、割当予定先に生じた損失を補償する旨を合意する予定です。なお前記の通り、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から 12 ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株及び新株予約権等を発行しようとする場合は、当社は割当予定先に対して、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

また、別紙発行要項第 14 項(1)に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の 166.67%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

一方、別紙発行要項第 14 項(3)に記載のとおり、本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して 66 円を下回った場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権 1 個当たり 1,624 円の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

また、別紙発行要項第 14 項(4)に記載のとおり、当該発行要項のいかなる条項にかかわらず、本新株予約権行使の結果、当社が総額 7 億円を受領した場合、割当予定先は本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないこととなります。この場合、当社は、5 取引日以内に本新株予約権 1 個あたり 1,624 円の価額で割当予定先から残存する本新株予約権を取得することとなります。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は上記 2. 募集の目的及び理由に記載の通り、着実に研究を進め中国に於いて IPF 治療薬 F647 に対して新薬承認を得たものの、バイオベンチャーという性質上、長年に渡り赤字経営が続いている事等から、金融機関からの借入調達は断念せざるを得ませんでした。また、社債は償還期に元本全額の償還が必要となる為財務状態を逼迫する可能性がある事から、社債による資金調達は検討対象から除外せざるを得ませんでした。株主割り当てによる資金調達は、調達資金が確保出来るが他の資金調達方法に比べ不確実性が高いこと、一方、公募増資による株式発行については、新薬開発の為の先行投資による赤字経営の下では困難であると共に、株

価に多大な影響を及ぼす事を考慮した結果、第三者割当によるエクイティ・ファイナンスの手法に基づく資金調達を検討せざるを得ませんでした。

今回の行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は 9,000,000 株となり、発行済株式の総数である 90,282,831 株を分母とする希薄化率は 9.96%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し 1 株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の【長所】及び【短所】があります。そして、今回の行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすく、また、株式の第三者割当てと異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の【他の資金調達方法との比較】に記載の通り、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

- ① 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第 11 項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず 9,000,000 株で一定であり、希薄化率は、発行済株式数を分母とした場合、最大でも 9.96%までに制限される。
- ③ 一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限 (①当該行使指図が効力を生じる日の直前の取引日を最終日とする 20 取引日又は 60 取引日の間の取引所における当社普通株式の 1 日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の 50%相当分、②本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の 9.99%を超えないこととなる数、③本新株予約権が行使された結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の 5%を超えないこととなる数、④後記 7. (3)に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない数を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- ④ 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

【短所】

- ① 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ② 割当予定先の基本方針として、長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式は、原則として短期保有であり、市場で売却されるため、市場株価の下落を招く可能性がある。
- ③ 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して 66 円を下回った場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- ④ 当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、資金調達額が著しく減少する。
- ⑤ 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調

達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- ② 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。
- ③ 行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難である。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権にかかる調達資金	： 1,211,616,000 円
新株予約権の払込金額の総額	： 14,616,000 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	： 1,197,000,000 円
・発行諸費用概算額	： 22,325,000 円
・差引手取概算額	： 1,189,291,000 円

- (注) 1. 本株予約権発行に係る発行諸費用は、弁護士報酬、第三者機関による価格算定、登記、書類作成などの費用で 22,325,000 円を予定しております。
2. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額 14,616,000 円に、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額 1,197,000,000 円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。
3. 行使価額が修正され又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①	IPF 治療薬 F647 製造にかかる工場操業資金	200	平成 24 年 2 月～ 平成 25 年 3 月
②	IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金	500	平成 24 年 4 月～ 平成 25 年 12 月

(注) 本新株式の発行価額ならびに新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、当面銀行預金にて保管していく予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、中国に於いて新薬承認を取得した IPF 治療薬 F647 の製造にかかる工場操業資金ならびに販売にかかる営業資金に充当いたします。これは、当社が研究開発ステージから製薬会社ステージへ移行する為に不可欠な資金であり、この資金を調達する事により、当社の収益向上に寄与するものであり、結果として当社の企業価値・株価が向上し、株主利益の向上をもたらすものと考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社プルータス・コンサルティング、所在地：東京都港区赤坂二丁目17番22号）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の166.67%以上となった場合もしくは、当社が総額700,000,000円を受領した場合と設定しております。

また、割当予定先の行動については、割当予定先自らの判断により行使を行うものと想定しております。割当予定先の行使行動は、当社の流動性を鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をする予定です。評価上は、発行個数である9,000個を権利行使期間の24ヶ月で除して得られる個数を目安にしております。行使して得た株式の売却行動に関しては、当社の流動性を鑑み、行使して得た株式を日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、割当予定先にはプット・オプションが付されており、割当予定先に当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された新株予約権1個当たりの価額1,624円を参考として、本新株予約権1個の払込金額を金1,624円としました。また、当初行使価額は、平成23年11月21日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値133円と同額としました。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の監査委員会にて監査委員3名（独立役員1人を含む）も、割当予定先に特に有利でないと判断しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、また、修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満切り捨て）に修正されるので、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は90,265個（自己株式等を除く完全議決権株式数は90,265,000株）で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は9,000個（発行予定株式数は9,000,000株）であり、希薄化率は最大9.97%となります。結果として当社株式の1株あたりの株式価値が希薄化することとなりますが、IPF治療薬F647の製造販売へ投資を行う事は、業績の拡大と企業価値の向上を実現するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値は向上すると判断しております。

別紙発行要項第14項(1)に記載のとおり、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の166.67%以上と想定しております。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、本コールオプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
(2) 所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マッキャン(H.K. McCann) CEO N.W. ムーア(N.W. Moore)		
(4) 事 業 内 容	商業銀行		
(5) 資 本 金	624,962 百万円 (連結) (平成23年3月31日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1985年2月28日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 485,069,369 株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	15,556 人 (マッコーリーグループ) (平成23年3月31日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2009年3月末	2010年3月末	2011年3月末
連結営業収益	42,756 百万円	65,319 百万円	94,886 百万円
連結税引後営業利益	44,945 百万円	59,747 百万円	71,530 百万円
包 括 利 益	34,410 百万円	67,547 百万円	48,345 百万円
純 資 産	438,508 百万円	722,962 百万円	782,104 百万円
総 資 産	8,921,006 百万円	11,153,029 百万円	12,052,885 百万円
1株当たり連結税引後利益	133.01	134.54	147.46
1株当たり配当金(円)	141.72	73.35	112.41
1株当たり連結当期純利益(円)	1,297.74	1,627.98	1,612.35

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの中値で換算し記載しております。

※ なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、日本のバイオベンチャー企業とその資金需要に着目し、マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者を通じて、当社に本件について提案して参りました。当社はマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者との面談を通じて説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

資金調達に関しては、種々の会社からご提案を頂いておりましたが、その中でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選出した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件（コミットメント付きであり当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、また同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米における、ネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定する事が、当社にも株主の皆様にとっても有利であると判断いたしました。

（注）マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当ては、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

また、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近 3 年間の経営成績および財政状態について 2009 年から 2011 年の ANNUAL REPORT（貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の株式を 100%所有するマッコリーB.H. Pty Ltd, の所有者であるマッコリーグループ・リミテッドは、マッコリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX) に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けております。また、マッコリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、マッコリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 23 年 6 月 30 日現在)	
イン・ルオ(常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	4.06%
クリティカル・テクノロジー号投資事業有限責任組合	3.86%
森田 政廣	2.58%
アイピーアールV-2号投資事業組合	1.41%
酒井 真敬	1.14%
須藤 一彦	1.10%
カブドットコム証券株式会社	1.06%
丹羽 弘之	0.96%
ジュン・ウー(常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	0.88%
ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合	0.85%

- (注) 1. 募集前の持株比率は平成 23 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
 2. 今回の新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有にについて長期保有を約していない為、今回の新株予約権の募集にかかる潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

9. 今後の見通し

今般の第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の募集が当期(平成 23 年 12 月期)の業績に与える影響は軽微であります。なお、前記 4. 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途に記載の使途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成21年8期	平成21年9期	平成22年10期
連結売上高	204百万円	81百万円	272百万円
連結営業利益	-949百万円	-442百万円	-269百万円
連結経常利益	-972百万円	-439百万円	-263百万円
連結当期純利益	-1,366百万円	-471百万円	-258百万円
1株当たり連結当期純利益	-18.76円	-6.34円	-2.88円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり連結純資産	15.15円	10.36円	8.83円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年11月21日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	90,282,831株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	8,503,000株	9.42%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数の全ては、当社或いは子会社の取締役、社員又は関係会社の社員等向けのストックオプションであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期末日	平成21年12月期末日	平成22年12月期末日
始値	6円	27円	31円
高値	8円	53円	34円
安値	6円	24円	27円
終値	6円	28円	29円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	25円	28円	25円	28円	69円	93円
高値	30円	28円	34円	82円	215円	101円
安値	25円	24円	25円	25円	64円	61円
終値	27円	25円	29円	73円	92円	65円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日における株価

	平成23年11月21日
始値	113円
高値	137円
安値	109円
終値	133円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成21年12月7日
調達資金の額	10,281,600円(差引手取概算額)

発行価額	14.4円
募集時における発行済株式数	74,054,000株
当該募集による発行株式数	714,000株
募集後における発行済株式総数	74,768,000株
割当先	オリックス証券株式会社
発行時における当初の資金用途	F647の製造設備（合成反応機器、精製設備、乾燥粉碎機、包装機械などの設備）を購入するための支出
発行時における支出予定時期	平成22年4月頃～平成23年12月頃
現時点における充当状況	F647の製造設備を有している中国法人北京コンチネント薬業有限会社の出資持分を取得し子会社化することに充当いたしました。

・第三者割当による第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）発行

発行期日	平成21年12月7日
調達資金の額	240,900,000円～750,900,000円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個あたり3,000円
募集時における発行済株式数	74,054,000株
当該募集による発行株式数	15,000,000株
募集後における発行済株式総数	89,054,000株
割当先	オリックス証券株式会社
発行時における当初の資金用途	F647の製造設備（合成反応機器、精製設備、乾燥粉碎機、包装機械などの設備）を購入するための支出 F647の製造に要する原料・資材・副資材などを購入するための支出 F351の臨床試験（第2相臨床試験）を継続するための支出
発行時における支出予定時期	平成22年4月頃～平成23年12月頃
現時点における充当状況	F647の製造設備ならびにF351の臨床試験に一部充当いたしました。

11. 発行要項

株式会社ジーエヌアイグループ第35回新株予約権（第三者割当て）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジーエヌアイグループ第35回新株予約権（第三者割当て）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

平成23年12月7日

3. 割当日

平成23年12月7日

4. 払込期日

平成23年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当ててる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は1,000株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

9,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金1,624円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初133円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

(1) 本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。さらに、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

本発行要項において、「行使日」とは、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所の開設する東証マザーズをいう。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

(2) 第11項を除く本発行要項の他の規定にかかわらず、行使価額は79円を下回らず、199円を上回らないものとする。79円を下回る、または199円を上回る場合、行使価額はそれぞれ79円又は199円に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額} \\
 \times \\
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額} \\
 = \\
 \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成23年12月8日から平成25年12月7日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,624円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,624円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して66円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して20取引日目の日において、本新株予約権1個あたり1,624円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

(4) 本発行要項のいかなる条項にもかかわらず、本新株予約権の行使の結果、当社が総額700,000,000円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないものとする。その場合、当社は、5取引日以内に本新株予約権1個あたり1,624円の価額で本新株予約権者から残存する本新株予約権を取得するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,624円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成23年11月21日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社ジーエヌアイグループ 経営管理部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上